

職務に専念する義務の特例に関する規則

第一条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年三月岐阜県条例第四号） 第二条

第二条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例を定めることを目的とする。

第二条 前条の特例は、左に掲げるとおりとする。

- 一 地震、火災、水害、その他重大な災害に際し本職以外の業務に従事させる場合
 - 二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） 第四十六条の規定による勤務条件に関する措置を要求し、又はその審理に出頭する場合
 - 三 地方公務員法第四十九条の二第一項の規定による不利益処分不服申立てをし、又はその審査に出頭する場合
 - 四 地方公務員法第五十五条第八項の規定による適法な交渉を勤務時間中に行なう場合
 - 五 地方公務員法第五十五条第十一項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
 - 六 県の特別職としての職を兼ね、その事務を行う場合
 - 七 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その事務を行う場合
 - 八 県行政の運営上役員その他の地位につくことが特に必要と認められる団体の役員その他の地位につき、その事務を行なう場合
 - 九 国又は地方公共団体の機関、学校その他公共的団体から委嘱を受け講演、講義等を行う場合
 - 十 その他他人事委員会の承認を得た場合
- 一部改正〔昭和三十五年人委規則九号・三八年一八号・四一年八号〕

附則

この規則は、公布の日から施行する。

付則（昭和三十年七月八日人事委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年七月一日から適用する。

付則（昭和三十五年十月七日人事委員会規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（昭和三十八年十二月二十七日人事委員会規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（昭和四十一年八月十七日人事委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（平成十六年三月十六日人事委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。